(使用料の減免)

第14条 (略)

2 使用料の減免を受けようとする者は、茂原市東部台文化会館使用料減免申請書(別記第8号様式。以下「減免申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が適当と認めるときは減免申請書の提出を省略することができる。

改正後

3 (略)

別表 (第12条)

音楽ホール付属設備使用料

	品名	単位	1回の使用料 (単位:円)
照明設備	調光装置	1式	<u>3, 300</u>
	操作卓	II	<u>1, 100</u>
	ボーダーライト	II	<u>2, 200</u>
	第1 サスペンションライト	1台	<u>220</u>
	第2サスペンションライト	II	<u>220</u>
	アッパーホリゾントライト	1式	<u>1, 100</u>
	ロアーホリゾントライト	II	<u>1, 100</u>

現 行

(使用料の減免)

第14条 (略)

- 2 使用料の減免を受けようとする者は、茂原市東部台文化会館使用料減免申請書(別記第8号様式。以下「減免申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第2号及び第3号の施設について は、教育委員会が適当と認めるときは減免申請書の提出を省略することができる。
- 3 (略)

別表 (第12条)

音楽ホール付属設備使用料

	品名	単位	1回の使用料 (単位:円)
照明設備	調光装置	1式	<u>3, 240</u>
	操作卓	II	<u>1, 080</u>
	ボーダーライト	II	<u>2, 160</u>
	第1 サスペンションライト	1台	<u>210</u>
	第2サスペンションライト	II	<u>210</u>
	アッパーホリゾントライト	1式	<u>1, 080</u>
	ロアーホリゾントライト	II	<u>1, 080</u>

	改正後				現 行
	サイドフロントライト	1台	220		サイドフロントライト
	センターピンスポットライト	JJ	<u>550</u>		センターピンスポットライト
	天井反射板ライト	1式	2, 200		天井反射板ライト
	コンダクターライト	1台	<u>550</u>		コンダクターライト
	シーリングライト	1式	<u>2, 200</u>		シーリングライト
	舞台効果器	1台	<u>1, 100</u>		舞台効果器
音響設備	調整卓	1台	<u>1, 100</u>	音響設備	調整卓
	MDデッキ	JJ	<u>880</u>		MDデッキ
	CD-RWプレーヤ	JJ	<u>1, 100</u>		CD-RWプレーヤ
	カセットテープデッキ	JJ	<u>880</u>		カセットテープデッキ
	ポータブルミキサー	JJ	<u>1, 100</u>		ポータブルミキサー
	グラフィクイコライザー	1台	<u>880</u>		グラフィクイコライザー
	デジタルリバーブ	JJ	<u>880</u>		デジタルリバーブ
	3点吊りマイク	1基	<u>660</u>		<u>手動式</u> 3点吊りマイク
	ステージスピーカー	1台	330		ステージスピーカー

1	T	T	
	サイドフロントライト	1台	<u>210</u>
	センターピンスポットライト	II	<u>540</u>
	天井反射板ライト	1式	<u>2, 160</u>
	コンダクターライト	1台	<u>540</u>
	シーリングライト	1式	<u>2, 160</u>
	舞台効果器	1台	<u>1, 080</u>
音響設備	調整卓	1台	<u>1, 080</u>
	MDデッキ	II	<u>860</u>
	CD-RWプレーヤ	II	<u>1, 080</u>
	カセットテープデッキ	"	<u>860</u>
	ポータブルミキサー	II	<u>1, 080</u>
	グラフィクイコライザー	1台	<u>860</u>
	デジタルリバーブ		<u>860</u>
	<u>手動式</u> 3点吊りマイク	1基	<u>640</u>
	ステージスピーカー	1台	320

改正後				
	ステージモニタースピーカー	"	<u>550</u>	
	ダイナミックマイクロホン	1本	<u>660</u>	
	ワイヤレスマイクロホン	IJ	<u>1, 100</u>	
	卓上マイクロホン	IJ	<u>880</u>	
	マイクスタンド	IJ	440	
舞台設備	絞り緞帳	1張	<u>1, 100</u>	
	吊り物バトン	1列	330	
	バック幕	1枚	<u>550</u>	
	ホリゾント幕	IJ	<u>550</u>	
	平台	1台	<u>220</u>	
	開き足	IJ	<u>110</u>	
	箱足	IJ	<u>110</u>	
	ヒナ段蹴込パネル	1式	<u>550</u>	
	演台	IJ	<u>1, 100</u>	
	指揮者台	1台	330	

現行				
	ステージモニタースピーカー	11	<u>540</u>	
	ダイナミックマイクロホン	1本	640	
	ワイヤレスマイクロホン	<i>II</i>	1,080	
	卓上マイクロホン	IJ	<u>860</u>	
	マイクスタンド	IJ	430	
舞台設備	絞り緞帳	1張	<u>1, 080</u>	
	吊り物バトン	1列	320	
	バック幕	1枚	<u>540</u>	
	ホリゾント幕	IJ	<u>540</u>	
	平台	1台	210	
	開き足	IJ	<u>100</u>	
	箱足	IJ	<u>100</u>	
	ヒナ段蹴込パネル	1式	<u>540</u>	
	演台	IJ	<u>1, 080</u>	
	指揮者台	1台	320	

	改正後		
	指揮者譜面台	1 脚	<u>220</u>
	演奏者譜面台	II	<u>110</u>
	譜面灯	1灯	<u>110</u>
	コントラバス用椅子	1 脚	<u>110</u>
	国旗、市旗	1枚	<u>110</u>
楽器	ピアノ(ヤマハCF)	1台	<u>5, 500</u>
	" (スタインウェイDー 274)	II	<u>8,800</u>
その他	16ミリ映写機	1式	<u>2, 200</u>
	プロジェクター (レンズ付 き)	1台	<u>2, 200</u>
	小型プロジェクター	IJ.	<u>1, 100</u>
	BD/DVDプレーヤ	JJ	<u>1, 100</u>
	映写スクリーン	1式	<u>1, 100</u>
	持込機器用電源	1キロワット	<u>110</u>

備	考
νпз	

持込機器電源の使用料は、定格消費電力で算定するものとし、0.5キロワット未満は切り捨て、0.5キロワット以上は1キロワットとして算定する。

	指揮者譜面台	1脚	<u>210</u>
	演奏者譜面台	II	<u>100</u>
	譜面灯	1灯	<u>100</u>
	コントラバス用椅子	1脚	<u>100</u>
	国旗、市旗	1枚	<u>100</u>
楽器	ピアノ(ヤマハCF)	1台	<u>5, 400</u>
	" (スタインウェイDー 274)	II	8,640
その他	16ミリ映写機	1式	<u>2, 160</u>
	プロジェクター (レンズ付 き)	1台	<u>2, 160</u>
	小型プロジェクター	II	<u>1, 080</u>
	BD/DVDプレーヤ	II	<u>1, 080</u>
	映写スクリーン	1式	<u>1, 080</u>
	持込機器用電源	1キロワット	<u>100</u>

現 行

備考

持込機器電源の使用料は、定格消費電力で算定するものとし、0.5キロワット未満は切り捨て、0.5キロワット以上は1キロワットとして算定する。

附 則(平成X年X月X日茂原市教育委員会規則第X号)

この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第14条第2項ただし書中「、前項第2号及び第3号の施設については」を削る改正規定は、平成31年4月1日から施行する。